

1 林業・木材産業改善資金（昭和 51 年～）

（根拠法：林業・木材産業改善資金助成法）

（1） 制度の趣旨

林業・木材産業改善資金は、国、県で資金を造成し、下記の目的を達成するために必要な資金を、林業従事者及び木材産業従事者等に、県が無利子で貸し付ける制度です。

【制度の目的】

- | |
|----------------------|
| ① 林業経営若しくは木材産業の経営の改善 |
| ② 林業労働に係る労働災害の防止 |
| ③ 林業労働に従事する者の確保 |

（2） 貸付対象者

ア 林業従事者たる個人（森林所有者、素材生産業者等）

イ 木材産業に属する事業を営む者（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）

※ 資本金 1 千万円以下又は従業員 1 0 0 人以下（木材製造業は 3 0 0 人以下）の会社若しくは個人に限る。

ウ ア又はイの組織する団体（森林組合、生産森林組合、県森連、木材事業協同組合、県木協連等）

エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの

※ 会社にあつては、資本金 1 千万円以下又は従業員 3 0 0 人以下（木材卸売業、木材市場業の場合は 1 0 0 人以下）のものに限る。

オ 農商工等連携促進法(注) 第 13 条第 1 項に規定する認定中小企業者

(注) 「農商工等連携促進法」：中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律 38 号)

（3） 利率

無利子

（4） 申請窓口

森林組合及び鹿児島県木材協同組合連合会

※ 申請は随時受け付けます。

※ この資金を借りるためには、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、知事の認定を受けることが必要ですので、上記の申請窓口か県地域振興局・支庁（林務行政担当部署）へ早めにご相談ください。

（5） 貸付対象となる取組（林業・木材産業改善措置）

ア 新たな林業部門の経営の開始

イ 新たな木材産業部門の経営の開始

ウ 林産物の新たな生産方式の導入

エ 林産物の新たな販売方式の導入

オ 林業労働に係る安全衛生施設の導入

カ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

※ 具体的な取組例は、P 8 ～ 9 をご覧ください。

(6) 資金の対象

林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金

ア	施設の改良，造成又は取得に必要な資金
イ	造林に必要な資金
ウ	立木の取得に必要な資金（立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり，高能率の機械導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれない。）
エ	立木を伐採し，又は木材の搬出を行うのに必要な資金
オ	森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において，権利金を支払い，又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
カ	林業機械，林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において，当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
キ	森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において，当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
ク	能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
ケ	林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
コ	林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
サ	営業権，商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
シ	エからサまでに掲げるもののほか，経営規模の拡大，生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金（林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られる。）

注）土地及び建物の取得費用は資金の対象となりません。

（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設，きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）

(7) 貸付限度額

ア 事業等を適正に実行するに当たり実際に要する費用の90%を限度とします。

イ 一事業者ごとの限度額は

個人 1,500万円

会社 3,000万円

団体 5,000万円

ただし、木材産業に係る場合は1億円（個人、会社、団体）です。

(8) 償還期間・据置期間

償還期間は10年以内（うち据置期間3年以内）で、貸付対象施設の性質や規模、導入する機械・施設の耐用年数等により決定します。※特例措置あり

償還は毎年1回の均等払です。

(9) 保証人及び担保

連帯保証人：個人の場合 … 2人以上（同居の親族を除く）

66歳以上の借入者には、家族又は後継者に連帯債務者になっていただく必要があります。

会社の場合 … 会社の代表者を含め3人以上（代表者の同居の親族、当法人に勤務している者を除く）

団体の場合 … 団体の代表者を含め3人以上（受益者又は団体の理事）

担保等： 貸付残高を含めて500万円以上となる貸付の場合は、物的担保（不動産等）の提供及び公正証書による契約が必要です。

ただし、500万円未満の貸付についても、貸付審査会で特に必要と認めた場合は、物的担保を徴収します。

(10) 注意事項

ア 資金の交付前に事業を開始することはできません。

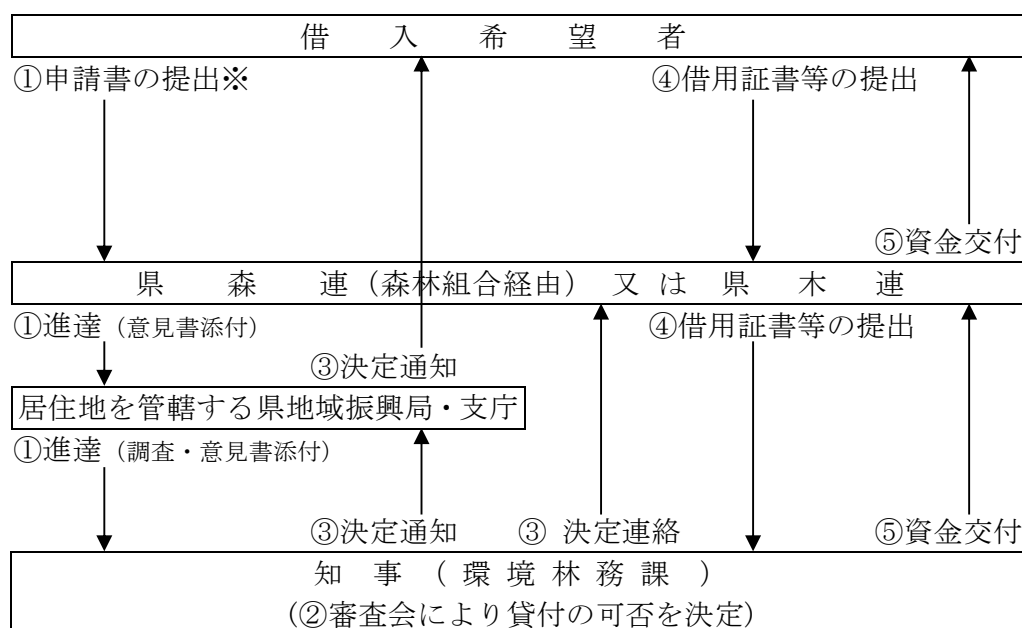
（貸付決定後の場合は、県の承認を受ければ可能）

イ 国の補助金による貸付金ですので、会計検査の対象となります。

ウ 領収書等の関係書類は償還完了まで保管が必要です。

エ 資金により導入した機械・施設等を利用しなくなった場合は、残額を一括償還することになります。

(11) 申請から資金交付までの流れ



※ 申請書類

個人	法人	書類等	備考
○	○	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書	
○	○	林業・木材産業改善資金貸付申請書	
—	○	法人の登記簿謄本	
—	○	過去3か年の財務諸表	
○	—	所得証明書（申請者，連帯債務者）	市町村発行の証明書
○	○	〃（連帯保証人）	
△	△	資産証明書（申請者，連帯債務者）	市町村発行の証明書 （貸付額100万円以上の場合必要）
△	△	〃（連帯保証人）	
○	○	県税未納なし証明書（申請者）	県地域振興局等発行の証明書
○	○	機械のパンフレット・カタログ等	導入機械の能力等を確認するため
○	○	見積書のコピー	原則3社以上
○	○	事業・収支・償還計画書（任意様式）	
△	△	担保物件の登記簿謄本（写） 担保の評価額が分かる資料など	貸付合計額500万円以上の場合 ※ 貸付合計額500万円未満であっても，貸付審査会で特に必要と認めた場合は必要
△	△	耐用年数証明書（製造元の証明）	中古品の場合 ※ 耐用年数内での償還が必要

（注）○は通常の申請に必要なもの，△は申請内容により必要とされるもの。

(参考) 林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組等について

○ 林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組例

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
① 新たな林業部門の経営の開始	従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合であり、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。主に想定される例は以下のとおりである。	部門は、基本的には、育林、素材生産、製薪炭、特用林産物生産（きのこ栽培を含む。）、育林サービス、素材生産サービス、山林種苗サービス等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 従来行っていなかった森林施業の開始	育林部門であっても、従来行っていなかった森林施業を開始する場合は、新たな林業部門の経営の開始とする。施業方法区分は以下の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても、伐期の長期化、一伐採面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など技術・経営ノウハウが大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。 （施業方法区分：育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業） また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開始に含まれる。
	イ 従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）の開始	従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門、又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合とする。 また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託等の契約により造林事業又は素材生産事業を行う場合は、新たな林業部門の経営の開始に含まれる。
	ウ 従来行っていなかった特用林産物生産の開始	新たに特用林産物の生産を開始する場合及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で従来の技術・経営ノウハウでは対応できないものとする。 また、原木栽培から施設栽培など技術・経営ノウハウが大きく異なるものへ切り替える場合も新たな特用林産物の生産の開始に含まれる。
② 新たな木材産業部門の経営の開始	従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出する場合であり、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。主に想定される例は以下のとおりである。	部門は、基本的には、一般製材、単板製造、床板製造、木材チップ製造、造作材製造、合板製造、集成材製造、建築用木製組立材料製造、パーティクルボード製造、銘板・銘木製造、木材卸売、木材市場等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 従来行っていなかった木材製品の生産の開始	新たに木材製品（集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性等の優れた製品等）の生産を開始する場合とするが、同一の木材産業部門であっても、生産体系、資本装備等が大きく異なるものは、別の区分とすることができるものとする。
	イ 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始	新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合とするが、同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営ノウハウ、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合は、新たに木材卸売業又は木材市場業の経営の開始に含まれる。

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
③ 林産物の新たな生産方式の導入	先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合である。主に想定される例は以下のとおりである。	具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 生産性の向上、品質の向上等に資する機械・施設の新たな導入	生産工程の改善を図り、生産性の向上、品質の向上等を図るため、高能率の機械・施設を新たに導入する場合とする。含水率等の品質の検査用機械、焼却炉、木質バイオマス発電施設の導入も含まれる。 なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて生産性の向上、品質の向上等が図られる場合に限るものとする。
	イ 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入	生産性の向上、品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合とする。
④ 林産物の新たな販売方式の導入	従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。主に想定される例は以下のとおりである。	具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 林産物の流通コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入	林産物の流通コストを削減するため、ITを活用して行う素材の直送方式による販売を実施する方式、素材の安定的な販路を確保するため、木材製造業者と長期の安定供給の取り決めをして相当量の立木をまとめて購入して行う素材の生産・販売をする方式、森林認証を受けた森林から生産される木材を付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて製材品を販売する方式等の従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新たな販売方式を導入する場合とする。
	イ 販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入	流通工程の改善を図り、販売量の拡大や販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合とする。 なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて販売量の拡大や販売コストの低減が図られる場合に限るものとする。
⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入	林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入	次の機械・施設を導入する場合とする。（想定される例） 防振装置付きチェーンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設
⑥ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等の導入	次の施設を導入する場合とする。（想定される例） 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設（シャワー又はトイレを備えた車両を含む。）

注）ここに掲げている取組は一例であり、県は、申請された取組ごとに検討し計画の認定を行います。